

1 計上箇所

資産の種類			計上箇所	
流動資産	現金預金		当該収入又は支出に係る予算を計上している会計	
	未収金		当該収入に係る予算を計上している会計	
	基金積立金		当該支出に係る予算を計上している会計	
	短期貸付金		当該支出に係る予算を計上している会計	
	棚卸資産		当該資産の販売収入に係る予算を計上している会計	
	その他流動資産		当該収入又は支出に係る予算を計上している会計	
固定資産	事業用資産・インフラ資産	有形固定資産	土地	当該資産の管理に係る予算を計上している会計
			建物	
			工作物	
			立木	
			その他有形固定資産	
	無形固定資産	地上権	当該資産の管理に係る予算を計上している会計	
		ソフトウェア		
		その他無形固定資産		
	物品		当該資産を管理している予算の会計	
	リース資産		当該支出に係る予算を計上している会計	
	建設仮勘定		当該支出に係る予算を計上している会計	
	投資その他の資産	有価証券及び出資金		当該資産に基づく収入又は資産の管理に係る予算を計上している会計
公営企業会計出資金				
長期貸付金				
その他債権				
基金積立金				
その他投資等				

2 資産評価の考え方

原則として、棚卸資産以外の流動資産は額面金額を、棚卸資産及び固定資産は取得原価を基礎として計上する。ただし、有価証券及び出資金のうち、取引所の相場のあるものは時価が著しく下落したときは回復の見込みがある場合を除き時価で評価するものとし、取引所の相場がないものは発行会社の財政状況等により実質価額が著しく低下したときは相当の減額を行う。

3 棚卸資産及び固定資産の価格

棚卸資産及び固定資産は、原則として、下表の価額による。ただし、当該価額が不明であるものにあつては評価額を当該資産の価額とすることができる。

取得の原因	資産の価額
買入れ	買入れ金額
建築・製造等	建築、製造等に要した金額
交換	交換当時における評価額
収用	補償金額
代物弁済	当該財産により弁済を受けた債権の金額
寄附	評価額
上記以外の要因により取得した立木等	材積に森林国営保険の単価を乗じて算出した金額
リース	リース料総額（利息相当額を除く。）
リース期間満了後の所有権移転	リース支払合計金額 ただし、リース支払合計額から所有権移転時の残存価額を控除した額を減価償却累計額とする。

4 平成27年度以降に買入れ、建築・製造等の事由により新たに取得する主な資産の資産計上の対象・範囲・時期

(1) 流動資産

資産区分	資産計上の対象	計上する範囲	計上時期
棚卸資産	販売用不動産	次のうちいずれか低い方の額 ア 取得に要した支出額((2)固定資産の土地の項を参考とする。) イ 販売価格(販売に要する費用を除く。)	取得した時点

(2) 固定資産

資産区分	資産計上の対象	計上する範囲	計上時期	
事業用資産・インフラ資産	土地	土地購入費	土地の取得に要した支出額	取得した時点 ※完成までの期間は「建設仮勘定」で管理する。
		移転補償費	原則として、用地取得に伴う移転補償に要した支出額	
		解体撤去費	土地の取得にあたり、あらかじめ解体撤去をしなければ利用できない場合における撤去に係る費用（建物等の解体工事を含む。）	
		土地造成費	土地の資産価値を高める目的の造成費	
		付随費用	土地の取得又は造成工事に伴い発生する測量地質調査等に要した支出額（別表1参照）	
	建物	工事費	建物の構築に要した支出額（撤去解体工事は含まない。ただし分割が困難な場合は資産計上する。）	
		付随費用	原則として工事に係る測量、設計、監理等に要した支出額（別表2参照）	
	工作物	工事費	工作物の構築に要した支出額（撤去解体工事は含まない。ただし分割が困難な場合は資産計上する。）	
		付随費用	原則として工事に係る測量、設計、監理等に要した支出額（別表2参照）	
	物品	本体価格	物品の購入に要した支出額	
付随費用		原則として、購入に係る運搬費、据付費、購入手数料、リサイクル料金等の支出額		
リース資産	リース料	リース期間全体のリース料総額（利息相当額を除く。）	リース取引開始時点	

5 固定資産の減価償却の考え方

固定資産の減価償却は、下表による。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該固定資産の使用可能期間をもって耐用年数とすることができる。

- (1) 当該固定資産の規格、材質又は制作方法が通常のコツ質又は制作方法と著しく異なることにより、その使用可能期間が他の同種の固定資産の耐用年数と著しく異なる場合
- (2) 当該固定資産の立地する地盤の変化又は当該固定資産の陳腐化、損耗等により使用可能期間が下表の耐用年数に比べ著しく短くなった場合

減価償却を行う資産の種類	減価償却対象外資産	耐用年数	償却法	減価償却の開始時期等
事業用資産	土地、立木等及び工作物のうち美術工芸品類（土地に定着させている彫像類）	別表 3 参照	定額法	取得した翌年度から年度単位で実施
インフラ資産	土地、立木等及び工作物のうち美術工芸品類（土地に定着させている彫像類） また、道路等の構築物のうち、同種の資産が多数集まって1つの全体を構成し、老朽品の部分的取替を繰返すことにより全体が維持されるような固定資産については、部分的取替に要する支出を費用として処理することができる。			
物品	美術工芸品類	別表 4 参照		
リース資産		リース期間		

附 則

この要領は、平成27年 4月 1日より施行する。

別表1 土地取得に係る付随費用

平成27年4月1日制定

●資産計上する

[財務部財政課]		支出内容	資産計上	備考
11	需用費	印刷製本費・消耗品費		・費用計上
12	役務費	登記費用・手数料・運搬料・通信費		・費用計上
15	工事請負費	土地造成、整地等費用	●	・造成（埋立地造成を含む）、傾斜地の整地、軟弱地番の強化等、工事がなければ使用が不可能なものに係る経費は資産として計上
		土地の環境維持に関する工事費用（砂利・芝等の敷設、土壤汚染対策工事）		・費用計上
13	委託料	測量費（土地の取得又は造成に関する実施設計に基づき行う測量）	●※	<ul style="list-style-type: none"> ・取得時に発生する用地測量（境界確定測量・丈量測量）は、当該土地を取得するために必要な経費として資産として計上 ・分筆して土地を取得する場合の元地番に関する測量費は資産として計上 ・造成工事に係る測量は、資産として計上 ・基本計画・基本設計に要する測量や修正測量は資産計上しない（費用）
		調査費（土壤汚染調査、文化財調査、物件補償調査、磁気探査、環境調査、不動産鑑定委託料など）		・費用計上
		（土地の取得、造成等に関するもの）実施設計費・詳細設計費・工事監理費	●	
		上記以外の設計費・工事監理費（基本計画・基本設計に係るもの）		・費用計上
		土地の維持管理に要する経費（除草・剪定・除染等）		・費用計上
14	使用料及び賃借料	賃借料		・費用計上
16	原材料費	工事原材料等		・費用計上
17	公有財産購入費	土地購入費の付随費用	●	・地方土地開発公社から買戻しに伴う金利・手数料・事務経費なども資産に計上
22	補償・補填及び賠償金	移転補償費（立退き料）	●	・工事に起因する損害賠償費は除く。

※実施設計・詳細設計に係る測量か、基本計画・基本設計に係る測量かを区分することが困難な場合は資産とする。

別表2 建物、工作物取得に係る付随費用

平成27年4月1日制定

●資産計上する

[財務部財政課]		支出内容	資産計上	備考
11	需用費	印刷製本費・消耗品費		・費用計上
		修繕費		・費用計上
12	役務費	登記費用・手数料・運搬料・通信費		・費用計上
		測量費（実施設計・詳細設計に基づき行う測量）		・基本計画・基本設計に要する測量や修正測量は資産計上しない（費用計上）。
		調査費（土壌汚染調査、文化財調査、物件補償調査、磁気探査、環境調査、不動産鑑定委託料など）		・費用計上
		実施設計費・詳細設計費・工事監理費	●	
		上記以外の設計費・工事監理費（基本計画・基本設計に係るもの）		・費用計上
		維持管理に要する経費（保守点検等）		・費用計上
14	使用料及び賃借料	賃借料		・費用計上
15	工事請負費	新築・増改築・改良時の建築工事（撤去工事を除く）	●※2	・基礎工、外溝工事を含む。
		新築・増改築・改良時の設備工事（撤去工事を除く）	●※2	・エレベータ設置工事や屋上緑化工事等、その他新規設備を付加することにより建物の価値を高める工事
		維持補修、現状復旧に関する工事（雨漏補修工事、塗装工事、内装工事、外壁補修工事、災害復旧工事等）		・費用計上
16	原材料費	工事原材料等		・費用計上
17	公有財産購入費	建物購入費の付随費用	●	・購入に伴う金利・手数料・事務経費なども資産に計上
22	補償・補填及び賠償金	移転補償費（立退き料）	●	・工事に起因する損害賠償費は除く。

※1 実施設計・詳細設計に係る測量か、基本計画・基本設計に係る測量かを区分することが困難な場合は資産とする。

※2 新築・改築・改良工事分と撤去工事を区分することが困難な場合は、新築・改築・改良工事分と一体のものとして資産計上する。

別表3 公有財産耐用年数表

平成27年4月1日制定

[財務部財政課]		A	B	C	D	E	F	H	I	J	K	L	M
番号	用途名称	鉄骨鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄骨コンクリート	無筋コンクリート	コンクリートブロック	れんが造	プレストレスコンクリート	プレキャストコンクリート	土蔵造	鉄骨造	軽量鉄骨造	木造
1	庁舎	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
2	事務所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
3	倉庫・物置	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
4	自転車置場・置場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
5	書庫	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
6	車庫	38	38	31	34	34	34	38	38	15	31	25	17
7	食堂・調理室	41	41	31	38	38	38	41	41	19	31	25	20
8	陳列所・展示室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
9	校舎・園舎	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
10	講堂	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
11	給食室	41	41	31	38	38	38	41	41	19	31	25	20
12	体育館	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
13	集会所・会議室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
14	公民館・図書館・ホール	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
15	保健室・医務室・衛生室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
16	脱衣室・更衣室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
17	保育室・育児室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
18	案内所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
19	寮舎・宿舍	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
20	洗場・水飲場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
21	浴場・風呂場	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
22	便所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
23	教習所・養成所・研修所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
24	温室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
25	小屋・畜舎	38	38	31	34	34	34	38	38	15	31	25	17
26	火葬場	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
27	葬祭所・斎場	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
28	霊安室・死体安置室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
29	焼却場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
30	塵芥集積所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
31	処理場・加工場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
32	監視所・観察所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
33	滅菌室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
34	濾過室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
35	計量器室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
36	ポンプ室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
37	ボイラー室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
38	配電室・電気室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
39	住宅	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
40	住宅付属建物	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22

2. 工作物のうち建物付属設備の耐用年数一覧表

月 1	建物付属設備の種類	耐用年数
改課]	電気設備（照明設備を含む。）	15
2	給排水設備	15
3	衛生設備	15
4	ガス設備	15
5	空調設備（冷暖房、通風など）	15
6	熱源機器設備（ボイラー設備など）	15
7	昇降機設備（エレベーター・エスカレーター）	17
8	エヤーカーテン又はドアー自動開閉設備	12
9	消防設備（消火、災害報知など）	8
10	通信・情報設備工事	18
11	前掲のもの以外で主に金属製のもの	18
12	前掲のもの以外で主に金属製以外のもの	10

3. インフラ資産に係る工作物の耐用年数一覧表

番号	インフラ資産に係る工作物の種類	耐用年数
1	道路改良	60
2	舗装道路	15
3	橋梁	50
4	トンネル	60
5	公園（事務所等の建物を除く。）	20
6	簡易水道（導水管、送水管）	40
7	その他排水管	50

平成27年4月1日制定

改課]	工作物の種類	構造・備考	耐用年数
1	四阿		15
2	自転車置場	金属造で周壁のないもの	10
3	プール		30
4	ほ床		15
5	囲障		18
6	運動遊戯施設		10
7	煙突	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造	35
8	温室	簡易なビニールハウスを除く	7
9	諸標	金属造のもの	20
10	焼却炉	屋外に独立して設置した簡易なもの	5
11	水道・噴水	屋外に独立して設置したもの	20
12	像・モニュメント	木造以外のもの	45
13	池井	井戸、ため池等	15
14	築庭	立木等を除く	20
15	貯槽	コンクリート造	30
16	塔・やぐら	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造	50
17	土留	コンクリート造	40
18	門	コンクリート造	40
19	照明装置	建物附属設備を除く	15
20	通信電信装置		6
21	発電変電原動装置	建物附属設備を除く	6
22	据付機械装置	建物附属設備を除く	財務省令 参照
23	上記以外の設備等 (温泉事業所)	機械及び設備に限る	13
24	上記以外の設備等 (環境保全センター)	機械及び装置に限る	5
25	上記以外の設備等 (市場卸売市場)	機械及び装置に限る	10
26	上記以外の設備等 (その他)		財務省令 参照

平成27年4月1日制定
[財務部財政課]

番号	無形固定資産の種類	耐用年数
1	温泉権（源泉権）	20
2	特許権	8
3	商標権	10
4	意匠権	7
5	ソフトウェア（複写販売用以外）	5

別表4 物品耐用年数

平成27年4月1日制定			耐用年数 *は財務省令を参照		
財務部財政課]		小分類	器具・物品	機械装置	
02	庁用機械器具	011	机類	15 (金属製) 8 (上記以外)	
		012	いす類	15 (金属製) 8 (上記以外)	
		013	たな類	15 (金属製) 8 (上記以外)	
		014	つい立類	15 (金属製) 8 (上記以外)	
		015	箱類	15 (金属製) 8 (上記以外)	
		016	塗板類	15 (金属製) 8 (上記以外)	
03	事務用機器	017	計算器具類	5	10
		018	印刷器具類	5	
		019	印字器具類	5	
		020	書類整理器具類	5	
		022	雑品類	5	
04	維持管理器具	023	照明器具類	8	10
		024	通信器具類	6	
		025	冷暖房器具類	6	
		027	縫製器具類	5	
		028	厨房器具類	5	
		029	清掃器具類	5	
		030	整備工具類	5	
05	その他の器具	031	その他の器具類	*	
06	理化学機器	032	測量器具類	5	*
		033	測定器具類	5	*
		034	試験検査器具類	*	*
07	産業機器	035	土木建築器具類	10 (金属製) 5 (上記以外)	*
		036	農林畜産器具類	10 (金属製) 5 (上記以外)	*
		037	工作器具類	10 (金属製) 5 (上記以外)	*
08	医療防疫器具	038	診療・治療器具類	6	12
		039	衛生・防疫器具類	6	12
		040	看護・調剤器具類	6	12
09	教育学習機器	041	一般教育器具類	8	
		042	理化学器具類	8	
		043	各種機械類	8	
		044	保健体育器具類	3	
		045	標本模型類	8	
		046	音楽器具類	5	
10	車両	047	自動車	*	
		050	その他	*	
11	図書	052	調査研究用図書	8	
12	美術品	055	美術品		減価償却対象外
13	博物館等資料	057	民俗・歴史資料類		減価償却対象外
		059	自然標本類	8	
14	雑品	060	雑品類	*	